平成２４年（フ）第３７４号
徳島県吉野川市鴨島町上下島57番地１　プレジール藍101、旧住所徳島県徳島市富田橋５丁目30番地の１　富田コーポ
債務者　立川　邦英
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　啓司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
徳島地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１号
沖縄県宮古島市平良字下里1749番地　スカイタワー102
債務者　加藤香代子
１　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２５年（フ）第６７号
函館市深堀町12番４号　コーポかわ勝103号室
債務者　嵐田　和隆
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第６８号
函館市深堀町12番４号　コーポかわ勝103号室
債務者　嵐田布祐子（旧姓岩谷・山戸）
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第７０号
函館市湯川町１丁目35番20号、住民票上の住所札幌市豊平区美園５条１丁目１番13号　花岡マンション202号
債務者　太田　晃裕
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第７１号
札幌市豊平区美園５条１丁目１番13号　花岡マンション202号
債務者　太田　育子
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第７２号
北海道亀田郡七飯町字仁山278番地５
債務者　神　　勇也
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１６３３号
さいたま市南区根岸３丁目21番２号　２Ｆ
債務者　佐藤　勝治
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８２４号
埼玉県川口市上青木６丁目15番８号　ダイアパレス上青木公園203号
債務者　五十嵐和雄
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８２５号
埼玉県川口市上青木６丁目15番８号　ダイアパレス上青木公園203号
債務者　五十嵐やい子
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
埼玉県川口市仲町14番22号　スマイルコート105号
債務者　萩台　純也
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７３号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室6966番地２　グランドハイツＡ203
債務者　高島　大樹
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７７号
さいたま市大宮区東町１丁目128番地８　エルパラシオンリブレ101
債務者　横川　雅彦（旧姓田村）
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８１号
さいたま市見沼区大字蓮沼1455番地１
債務者　水谷由美子
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
埼玉県上尾市大字上1597番地　サンハイツＢ―104
債務者　遠藤美恵子
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
埼玉県川口市芝３丁目１番５号　ＭＵＳＥ山田202号室、旧住所さいたま市桜区西堀３丁目19番９号
債務者　山廣　敏雄
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係